

平成25年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成25年 6月 4日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成25年 6月 4日

16日間

至 平成25年 6月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について

第 6 議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第 8 議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について

第 9 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 小 田 耕 治 君

2番 篠 塚 信太郎 君

3番 村 山 良 夫 君

4番 梅 原 好 範 君

5番 横 山 勲 君

- 6 番 山 田 均 君
- 7 番 東 まさ子 君
- 8 番 岩 田 恵 一 君
- 9 番 松 村 篤 郎 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 西 山 和 樹 君
- 12 番 原 田 寿賀美 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 森 田 幸 子 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 中 尾 達 也 君
- 和知支所長 榎 川 諭 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 木 南 哲 也 君
- 企画政策課長 山 森 英 二 君
- 税務課長 堂 本 光 浩 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 岡 本 佐登美 君
- 子育て支援課長 山 田 由美子 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君
- 産業振興課長 久 木 寿 一 君

土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さんおはようございます。本日はご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番議員・岩田恵一君、9番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの16日間と決しました。

会期中の予定につきましては、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第46号ほか4件でございます。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月29日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

閉会中に産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会が開催され、所管の調査研究、また現地踏査を実施されました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付し

ております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会が、またその後、議会広報特別委員会が開催されます。

議員の皆さんには大変ご苦勞さんですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日ここに、平成25年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ議員各位には、円滑な町政の推進にご支援ご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年12月の政権交代から、はや半年が経過しようとしております。この間、安倍政権の経済政策「アベノミクス」に伴う日銀の大規模な金融緩和などにより、円安が進みまして、輸出が増加に転じるなど、景気回復に向けて明るい兆しも感じられるところであります。

しかし、一方では、原材料や原油などの輸入価格の上昇が中小企業の経営を圧迫しているほか、ガソリン代や電気料金、また、食料品の値上がりなど家計への影響が懸念されており、「第三の矢」とされる民間投資を喚起する、いわゆる「成長戦略」の実現に大きな期待が寄せられております。

次に、平成25年度の行政執行状況についてであります。まず、地方財政の状況につきまして、本町の主要な財源であります地方交付税につきましては、地方公務員の給与減額を前提とした地方交付税法の改正によりまして、前年度比4,000億円減の1兆7,000億円とされたところであります。

しかしながら、本町におきましては、地方交付税の新たな算定費目である「地域の元気づくり推進費」が、自治体の給与水準や職員数削減による係数により算定されるため、交付税総額への影響は少なく、また、本町職員の給与水準は、今回、新たな措置を講じなくとも国の給与減額措置後の水準より低く、既に国以上の削減を行っていることとみなされることから、減額は実施しないこととしたところであります。

今後とも徹底した無駄の排除をはじめ、地方債残高の縮小や土地開発公社債務の解消など、合併特例期間の終了後を見据えた一層の財政健全化対策に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、平成25年度は、3月定例会で申し上げましたように、私の現任期の最終年度であり、町民の皆様にお約束した「安心・活力・愛のあるまちづくり」の第一話を完結させ、次のステップへの道筋をつける年度と位置づけたところであります。

そこで、まず、地域医療の確保についての状況であります。昨年度は、新しく京丹波町病院に2名、和知診療所に1名の常勤医師をお迎えすることができました。

そして、本年度におきましては、看護業務を統括する看護師長を1名から3名に増やし、医療体制の充実に取り組んでいるところであります。

また、去る3月16日には、初めての試みとして「地域包括医療発表会」を開催しまして、住民の皆様には町病院のさまざまな取り組みを知っていただくとともに、医師や看護師を身近に感じていただくことができました。今後、こうした取り組みを通じまして、地域に根差した「私たちの町の私たちの病院」として、安心して暮らせる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、災害に強いまちづくりについてであります。

近年、地震や集中豪雨などによる災害が各地で発生しており、防災・減災対策は大変重要な行政課題となっております。

加えて、本町におきましては、原子力災害への対策も必要であり、3月8日に開催した町防災会議において決定いただいた「京丹波町地域防災計画」に基づき、さまざまな災害への備えを行ってまいりたいと考えております。

なお、その一環として、3月29日には、町建設業協会との「大規模災害時の緊急対応に関する協定」を締結しまして、災害対応における建設業者の皆様の協力をお願いしたところでもあります。

また、4月17日には、災害時における医療救護活動に協力いただくため、船井医師会との協定締結を行ったところであります。今後とも、関係機関との連携を強めるとともに、住民避難訓練の実施など、万一の災害への備えを充実してまいりたいと考えております。

次に、「京丹波町森づくり計画」についてであります。

昨年、8月から林業関係者や住民代表の皆さんにご審議をいただき、このほど、本年度から10年間で、京丹波町森づくり計画期間として策定いたしました。

町域の83%を占める森林は、木材をはじめ、クリやキノコ類などの特産物の生産の

ほか、水源涵養やレクリエーション機能などの多面的機能を有する本町の大切な財産であり、森林施業の集約化の支援や府立林業大学校と連携した担い手の育成、さらには木質バイオマスイエネルギーの普及など、森林資源の有効利用の取り組みを一層進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、（仮称）「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」についてであります。去る3月29日に施設の設計、建設、運営及び維持管理を包括的に行う事業者として「サンダイコーグループ」を落札者として決定し、4月12日には基本協定を締結したところであります。

本日も、平成27年4月1日の事業開始に向けまして公の施設の設置及び管理に関する条例のほか、設計建設工事請負契約及び指定管理者の指定に係る議案を提案させていただくところであります。

本町の将来の発展に向けた、まさに地域振興の拠点整備として格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、畑川ダム事業につきましては、去る3月16日に待望の竣工式がとり行われ、5月31日には「通水式」を挙行了したところであります。ダム湖の名称も「下山四季彩湖」と決定し、長年の悲願が約20年の事業期間を経て、ついに完成を見たところであります。

ダムによる新たな水源の確保と、平成26年度に全線開通が予定される京都縦貫自動車道の完成を本町発展の原動力として、積極的な企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校給食の完全実施につきましては、本年4月に瑞穂学校給食センターを開所したことにより、蒲生野中学校及び瑞穂中学校での給食を開始し、全ての小中学生に安心・安全な学校給食が提供できているところであります。

なお、地域支援に関しましては、区長会全体会を5月25日に開催し、私の目指すまちづくり方針をお伝えするとともに、今年度の予算状況や、主な事業内容などをお知らせしたところであります。

今後、今月末から9月上旬にかけて、「町長と語るつどい」を開催し、広く町民の皆様のご意見やご提言をお聞きし、町政に反映してまいりたいと考えております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成24年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入124億4,468万円、歳出120億3,561万円、収支は4億907万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、3億4,172万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、特別会計では、歳入66億9,466万円、歳出65億8,132万円、実質収支

は8,042万円程度を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことをご報告させていただきます。

また、病院事業会計につきましても、3,000万円余りの黒字を見込んでいるところであります。

今後とも、精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第5、議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について～日程第9、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第5、議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定についてから日程第9、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第5、議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定についてから日程第9、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する意見を聞くほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議いただくため、審議会の設置について定めるものであります。

議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、外国語指導助手の報酬を、就業意欲の向上と継

続した指導による外国語教育の向上を図るため、任用年数に応じた額に改めるものであります。

議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、京都縦貫自動車道等の道路利用者の利便性の向上に供するとともに、本町の農産物及び特産品の販売並びに情報の発信等による地域振興を図るため、京都縦貫自動車道に連結する京丹波町地域振興拠点施設の設置について定めるものであります。

主な内容につきましては、京丹波町地域振興拠点施設を京丹波町曾根深シノ65番地1に設置するもので、施設の構成及び指定管理者による管理などを規定するものであります。

議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約についてであります。吉村・村井・高松伸特定設計建設工事共同企業体と、7億8,435万円で契約を締結することについて、議決をお願いしております。

この契約につきましては、設計、建設、運営及び維持管理を包括的に委託するDBO方式により（仮称）「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」の選定事業者となった企業グループのうち、設計、建設工事及び監理業務を担う吉村・村井・高松伸特定設計建設工事共同企業体と締結するものであります。

建設計画の概要としましては、地域振興施設は平家建ての大屋根構造で、延べ床面積は4,211.37平方メートルであります。主な施設構成につきましては、特産物販売施設のほか、飲食施設、地域情報発信センターを配置するとともに、隣接には防災機能を備えた交流広場を計画しているところであります。

なお、契約期間は平成27年3月31日までといたしております。

議案第50号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、京丹波町地域振興拠点施設の指定管理者に、ROOF GATE株式会社を指定することについて、議決をお願いしております。

DBO方式により、（仮称）「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」の選定事業者となった企業グループが、運営及び維持管理業務を行うことを目的に設立した特別目的会社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成42年3月31日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをいたします。

山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。

議案第46号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元の配付資料、国からのカラー刷りのA3のパフレットの表をごらんください。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立いたし、市町村は国の基本指針に即して、5年を1期とする教育、保育、及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村ごとの、子ども・子育て支援事業計画を定めるとされています。

次に、裏をごらんください。QAがございますが、子ども・子育て支援新制度の実施に当たりましては、消費税率引き上げに伴う財源が、約7,000億円が充てられます。

平成25年度に国に設置されました子ども・子育て会議で、より具体的な検討が進められ、消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年4月をめどに、新制度が本格的にスタートする予定です。

先の町長の提案理由の説明でございましたとおり、子ども・子育て支援法の第77条の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定に関する意見を聞くほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議いただくため、審議会の設置について定めるものでございます。

次に、議案をごらんください。ページをめくっていただきまして、条例案についてご説明させていただきます。

第1条、設置について、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て審議会を置きます。

所掌事務につきましては、これも第77条の第1項の規定に基づきまして、（1）から（4）までございます。その他、町長が必要と認めるものでございます。

第3条は、委員を規定しております。委員につきましては、20名以内をもって組織し、主に、子ども・子育て支援に関する保護者、それから関係団体の方々を委員として挙げております。委員の任期につきましては、2年といたしております。

第4条につきましては、会長、副会長について規定しております。

第5条につきましては、会議、これは、子ども・子育て審議会の会議は会長が招集し、その議長となります。

第6条につきましては庶務、これは、子ども・子育て審議会の庶務は、子育て支援課において処理するものとしております。

施行日は、平成25年7月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） おはようございます。

それでは、議案第47号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例につきましては、現在、一律になっております外国語指導助手の報酬を、任用年数に応じた額にするものでございます。

改正理由といたしましては、先ほど町長の提案説明にもございましたように、外国語指導助手の就業意欲の向上と継続した指導によります外国語教育の水準向上を図るために、任用年数に応じた額に改めるものでございます。

本町の外国語指導助手、いわゆるALTの確保につきましては、総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会が連携をして実施をいたしております外国青年招致事業を活用いたしております。

本事業は、地域レベルの国際交流の伸展や語学教育の充実を図ることを目的とした人的交流プロジェクトでございまして、本町は、そのうちの語学指導等を行うプロジェクトを活用して、現在2名のALTを確保いたしているところでございます。

今回の改正は、総務省、外務省及び文部科学省から運用改善として通知がございまして、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表、別表第2条、第3条、第4条関係中、対照表の最後のページになりますが、2ページ目の区分の外国語指導助手の欄でございまして、

現在、一律月額30万円となっておりますものを、任用初年度、月額28万円、任用2年目、月額30万円、任用3年目、月額32万5,000円、任用4年目及び5年目、月額33万円に改めるものでございます。

また、他の任用団体から引き続き任用する場合にあっては、その任用期間を通算するものとしております。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に任用している外国語指導助手の報酬

については、なお、従前の例によることといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。

それでは、ただいま上程となりました議案第48号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、町長からの説明にありまして、新設する一般国道478号（京都縦貫自動車道）の（仮称）丹波パーキングエリアと連結する施設を対象としたものであり、道路利用者の利便性の向上や地域の振興及び活性化を図ることを目的として整備する施設であるため、公の施設の設置及びその管理に関する事項について規定するものであります。

なお、施設の設置及び管理条例は、運用開始直前に定めることが通例ですが、本事業はDBO方式で実施しており、工事請負契約と維持管理運營業務委託契約を同時に契約するものであること。及び施設の指定管理者として、維持管理運営を担う特別目的会社を指定するため、施設の位置づけを明確にする必要があり、本日の条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の主な内容について説明をさせていただきます。

第1条の設置については、先ほども申し上げましたが、道路利用者の利便性の向上や地域の振興及び活性化を図るため、一般国道478号（京都縦貫自動車道）に連結する地域振興拠点施設を設置するとしております。

第2条では、名称及び位置について規定しておりまして、位置につきましては、施設の代表地番として、京丹波町曾根深シノ65番地1としております。

なお、資料1として、施設の位置図を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、本施設は、道の駅としての登録を目指しておりますので、道の駅としての名称につきましては、今年度、公募により決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第3条では、地域振興拠点施設を構成する主な施設機能として、特産物販売施設を含む、14の施設を記載しております。

資料の2として、事業者から提案をいただきました施設のイメージ図を添付しております。

このイメージ図は、北側府道松山須知線側より外観をイメージしたものであります。

本条例に規定する施設範囲となっております。上段のイメージ図の中央の建物が、特産物販売施設や飲食施設、地域情報発信センターを構成する建物イメージであり、その右下に交流広場及び上屋が配置されております。

また、資料の次のページには、提案いただきました平面図を添付しております。

図面下側が、北側府道松山須知線側となっております。特産物販売施設を含む、主な施設機能が配置されておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

第4条では、施設の休館日及び開館時間の条文であり、運用開始までに事業者と協議し、規則で定めることとしております。

第5条では、本施設の管理を指定管理者に行わせることとしており、第6条では、指定管理者が行う業務として、基本計画や維持管理運営の要求水準書により、本施設に対して町が求める内容を記載しております。

以上が、本施設の設置管理条例における特徴的なものであります。

以降、第9条では、利用の許可について、第3条に掲げておりますミーティングルーム、交流広場、上屋を利用する場合に許可を受けなければならないとしております。

第14条では、利用料金について規定しており、利用料金は、指定管理者の収入とします。また、各施設の利用料金については、条例の最後のページの別表のとおりとしております。

資料3として、利用許可及び利用料金の納付が必要となる施設を添付しておりますので、後ほどご確認いただきますよう、お願いします。

第15条では、利用料金の減免について、別に規則で定めることとしております。

最後に、附則といたしまして、施行日は施設の供用を開始する平成27年4月1日として、公布日は、条例の議決日とします。

以上、簡単ではございますが、議案第48号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号 京丹波町地域振興拠点施設整備事業 設計建設工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としまして、本事業は設計建設運営維持管理を、一体で契約するDBO方式を採用しており、事業契約につきましては、基本契約、設計建設工事請負契約、維持管理運営業務委託契約の三つの契約を締結し、事業を進めていくこととしております。

本日、お願いしておりますのは、その中の設計建設工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、事業者として選定いたしました企業グループのうち、

本町が入札公告時に示した設計及び建設工事監理業務に係る要求水準書及び選定事業者が入札関連書類として提出した事業提案書に基づき、地域振興施設及び上屋に係る設計建設工事と工事監理業務についての契約を締結したく、議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額につきましては、7億8,435万円、契約の相手方は、吉村・村井・高松伸特定設計建設工事共同企業体で、代表者は吉村建設工業株式会社 代表取締役 吉村良一。契約期間としまして議会の議決を得た日から、平成27年3月31日までとし、この期間内に設計及び建設工事監理業務を実施します。

先ほどの議案第48号の添付資料の2をご確認いただきますようお願いいたします。

提案いただきました地域振興施設の構造は、鉄骨づくり1階建て、耐震構造であり、延べ床面積は4,211.37平方メートルであり、主な特徴として外観イメージ図や3枚目につけております立面図でもわかるように、平家建ての古民家の屋根をモチーフとした大屋根構造となっております。

2枚目の平面図をごらんください。縦貫道利用者と本町をつなぐふるさとの新しい玄関口として、大きな空間を持つ通路が中央に設けられており、シンボルツリーの植栽による空間演出も提案されております。

また、交流広場の上屋の構造は、大断面集成材の立体トラス構造、屋根はテント幕であり、ふるさとの山並みをモチーフにしたデザインとなっております。

なお、図面は選定事業者からの提案をお示ししております。

事業者からは、設計を実施するに当たっては、地域の意見を反映することも提案されておりますので、意見や関係機関協議等を踏まえて、設計図面は実施設計業務で確定することとしております。

次に、資料1の事業者選定結果について、説明をさせていただきます。

事業者選定の経緯につきましては、4ページにありますように平成24年7月31日に実施方針を公表し、平成24年11月6日に入札公告、平成25年3月29日に開札し、事業者を選定しております。選定方式につきましては、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく、総合評価一般競争入札方式により実施しており、具体的には、参加資格及び要求水準を満たしているかを、本町が確認した後、審査事項に係る評価及び提案価格に係る評価について、総合評価を行ったところです。

本施設は、15年間にわたり、維持管理運営を委託することから、運営による地域活性化の効果を最大限期待することから、より質の高い運営サービスを求めるため、提案書評価点、特に運營業務の配点に重点を置き、審査事項に係る評価と提案価格に係る評価の配点比率を

80対20としております。

なお、事業者選定につきましては、6ページのとおり、競争性、公平性及び透明性を確保するため、町外の学識経験者を含む事業者選定委員会を設置し、審査を行ったところです。

入札参加者につきましては、7ページに記載しておりますとおり、c o m' o n京たんばグループとサンダイコーグループの2グループについて審査を行いました。

その結果については、9ページ下段にありますように、提案内容の評価は750点満点中、c o m' o n京たんばグループは、474.3点、サンダイコーグループが、551.2点となり、施設使用料等の評価は50点と47.6点、提案価格に係る評価が200点と160点となり、総合評価結果として、1,000点満点中758.8点で、総合評価点が最も高かったサンダイコーグループを落札者と決定したところです。

次に、資料2をごらんください。お世話になりました事業者選定委員会の審査・講評を添付しております。

15ページ目の下段、評価結果についてですが、特に評価に定められたのは、運營業務と地域貢献に関する事項となりました。運營業務に関する事項においては、地域の学校等との連携や、地域の人材育成、産業育成拠点として活用する点、また、観光ボランティアの育成や、丹波自然運動公園との合同防災訓練の実施や、災害用備蓄の対応などの具体的な提案が評価されております。

地域貢献に関する事項においては、地元との融合、連携が企画・計画に盛り込まれており、町民一人一人が主役のコンセプト、多くの地元企業との連携についての提案が評価されております。

また、資料3として、選定事業者提案書の概要を添付しておりますので、後ほどご確認いただきますよう、お願いいたします。

以上、議案第49号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

提案理由としまして、繰り返しになりますが、本施設は、設計・建設・維持管理・運営を一体で契約するDBO方式を採用しております。

事業者の選定については、学識経験者を含む事業者選定委員会を設置し、選定していることから、指定管理者選定委員会においても事業者選定に係ります経過等についての報告を行ったところです。

よって、指定管理者の指定につきましては、選定されました事業グループにより、本施設

の維持管理、運營業務のみを目的として設立された特別目的会社を指定管理者として指定することを願います。

指定管理者は、ROOF GATE株式会社 代表取締役 寺尾純、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成42年3月31日までの15年間として願います。

以上、議案第50号の補足説明といたします。

それぞれの議案につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次は、6月6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 松村篤郎